第四十条の四第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社（特定外国関係会社」を「部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

第四十条の四第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項各号に掲げる居住者は、財務省令で定めるところにより、その者に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四十条の七第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係法人（特定外国関係法人」を「部分対象外国関係法人（当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。）に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人

第四十条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　特殊関係株主等である居住者は、財務省令で定めるところにより、当該居住者に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四十一条の五第十二項第二号中「の規定の」とあるのは「」を「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とする」を「」とする」に改め、同項第三号中「規定の」」を「規定の適用を」」に改める。

第四十一条の五の二第十二項第二号中「の規定の」とあるのは「」を「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とする」を「」とする」に改め、同項第三号中「規定の」」を「規定の適用を」」に改める。

第四十一条の九の次に次の一条を加える。

（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第四十一条の九の二　令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずる特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条の免許に係る同法第二条第十項第一号に規定するカジノ行為区画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金（カジノ行為（同法第二条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。）に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。）に係る一時所得については、所得税を課さない。

一　特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者

二　特定複合観光施設区域整備法第百七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者

三　特定複合観光施設区域整備法第百七十六条第一項に規定する入場者

第四十一条の十四第一項第二号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改め、同条第二項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第四十一条の十五第五項中「次項第二号」を「同号」に改める。

第四十一条の十五の二中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第四十一条の十八の二第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十三第一項」の下に「及び第三十七条の十三の二第一項」を加え、同条を第四十一条の十八の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定の基準所得金額の課税の特例）

第四十一条の十九　個人でその者のその年分の基準所得金額が三億三千万円を超えるもの（第四項において「特例対象者」という。）については、当該超える部分の金額の百分の二十二・五に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課する。

2　前項に規定する基準所得金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した所得税法第二十二条（同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次号から第九号までに掲げる金額を除く。）

二　第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同項の規定の適用を受けるものに限る。）

三　第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る事業所得等の金額（同項の規定の適用を受けるものに限る。）

四　第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（特別控除に関する規定（第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項の規定その他政令で定める規定をいう。以下この号及び次号において同じ。）の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額）

五　第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（特別控除に関する規定の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額）

六　第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額

七　第三十七条の十一の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

八　第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額及び同条第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額

九　第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

3　第一項に規定する基準所得税額とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

一　非永住者（所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。次号において同じ。）以外の居住者　同法第七条第一項第一号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額（第三条第一項の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。次号において同じ。）

二　非永住者　所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三　非居住者　所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（同法第百六十九条及び第百七十条の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。）

4　特例対象者のうち第一項の規定により課する所得税の額がある者のその年分の第八条の五第一項各号に掲げる利子等若しくは配当等又は第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額については、第八条の五第一項及び第二項並びに第三十七条の十一の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。